

## 令和3年8月27日付文部科学省事務連絡

### 学校で児童生徒等や新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（第1版）より

#### 【出席停止措置及び臨時休業の判断について】

- ・学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者を出席停止とするとともに、以下のとおり臨時休業を検討する。
- ・濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間、臨時休業を行うことが考えられる。
- ・把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業を検討する。

#### 【学級閉鎖】

- ・以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
  - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
  - ④ その他、設置者で必要と判断した場合
- ・学級閉鎖の期間としては5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

#### 【学年閉鎖】

- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

#### 【学校全体の臨時休業】

- ・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

### 【帯広市教育委員会における学級閉鎖等の期間の考え方について】

#### ○これまでの考え方

- ・学級内に感染者が発生し、保健所による疫学調査で濃厚接触者等に児童生徒等が特定された場合、学級閉鎖を実施する。
- ・学級閉鎖の期間は、学級内の濃厚接触者の健康観察期間終了後まで。
- ・学級内に検査対象者しかいない場合は、感染者の最終登校日から14日後まで。

#### ●今後の考え方

- ・国のガイドラインに準ずる取り扱いとする。
- ・保健所による最近の疫学調査では、感染者の自席周辺の児童生徒等を中心に濃厚接触者ではなく、検査対象者としてPCR検査を実施している事例が主であることから、③の複数の濃厚接触者を濃厚接触者等に置き換え、学級内に検査対象者が一人のみの場合でも学級閉鎖等の対象とする。
- ・学級閉鎖等の期間は検査対象者全員の陰性確認後、当該学級等の児童生徒等に風邪等の症状を有する者がいないことが確認できた後までとする。ただし、濃厚接触者に多数が該当し、感染症の予防上必要とされる場合は、健康観察終了日まで学級閉鎖とする。

